

平成28年熊本地震対応産地支援事業 実施要領の制定について

28生産第394号
28政統第283号
平成28年5月18日
生産局長
政策統括官通知

この度、平成28年熊本地震対応産地支援事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

平成28年熊本地震対応産地支援事業実施要領

第1 趣旨

平成28年熊本地震の影響により、産地において、農作物や農地、農業機械等に大きな被害が発生しており、地域の農業経営に大きな影響を及ぼしている。

これらの産地における円滑な営農再開や収益力強化を図るためには、農業機械及び施設園芸用機器等のリース導入や、農作物の種子、パイプハウス等の生産資材購入等の取組を支援する必要がある。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2のただし書による緊急対策として、産地における円滑な営農再開や収益力強化を図るため、平成28年熊本地震対応産地支援事業を実施するものとする。

第2 事業の取組等

1 事業内容

平成28年熊本地震の影響により、農作物や農地、農業用機械等に大きな被害を受けた産地において、被災を機に作物転換等を図る産地における速やかな営農再開と収益力強化を図るため、事業実施主体が実施する以下の取組を支援するものとする。

（1）リース方式による農業機械等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大等を図る場合に必要な農業機械や施設園芸用機器等をリース方式により導入する取組

（2）生産資材の共同調達支援

被災を機に作物転換や規模拡大等を図る場合に必要なパイプハウス等の生産資材を共同調達する取組

（3）作物転換等支援

被災により、一時的な作物転換や再播種等、28年度中の営農再開に必要な資機材や役務を確保する取組

2 事業の実施基準等

別紙に定めるとおりとする。

3 成果目標

1の（1）及び（2）の成果目標は助成対象者が転換した作物を6年以上継続して作付けすること又は被災前と比較して、平成30年度の作付面積を概ね2倍以上に拡大することとする。

1の（3）の成果目標は平成28年度中に営農を再開することとする。

4 事業実施期間

本事業の実施期間は平成28年4月14日から平成29年3月31日までとする。

5 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。

ア 市町村

イ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行ない得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

ウ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）

エ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会をいう。）

6 事業の対象となる地域

本事業の対象とする地域は、平成28年熊本地震の影響により、農作物や農業機械等に大きな被害を受けている地域が存在する福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県内の地域とする。

7 留意事項

（1）農業者等の連携

本事業の実施に当たっては、迅速かつ効果的に事業を進めるため、地域の農業者等が連携し、取組を行うものとする。

（2）周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、地方自治体が本対策の適正な推進が図られるよう、適正に指導するとともに、事業実施主体が残さ等を処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

（3）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、本事業を取り組む産地において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、平成28年4月14日以降に着手した本事業に直接要する以下の（１）から（３）までに規定する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

（１）リース方式による農業機械等の導入支援

被災を機に規模拡大や作物転換等を図る場合に必要な農業機械や施設園芸用機器等のリース方式による導入経費

（２）生産資材の共同調達支援

被災を機に規模拡大や作物転換等を図る場合に必要なパイプハウス等の生産資材の共同調達経費

（３）作物転換等支援

被災により、一時的な作物転換や再播種等、28年度中の営農再開に必要な資機材の調達や役務の提供を受けるために必要な経費

2 助成対象外の経費

次の取組は本事業の助成の対象としない。

（１）国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている取組

（２）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（３）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

（１）事業実施主体は、別記様式第1号により、事業実施計画を作成し、九州農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

（２）（１）の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続は、（１）に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

2 事業実施計画の承認

九州農政局長は、本要領に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領による補助金交付候補者への選定をもって、公募要領に基づき提出された実施計画書を事業実施計画書として承認されたものとしてみなすことができるものとする。

3 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の実施が営農再開に必要な場合については、この限りではない。

交付決定前に事業に着手した場合にあっては、事業実施主体は交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を九州農政局長に報告するものとする。
- 2 九州農政局長は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

- 1 事業の評価については、要綱第7の手続を準用するものとし、要綱第7の1に基づく事業実施主体による評価及びその報告は、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく九州農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体による実績評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 九州農政局長は要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聴取を行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 九州農政局長は生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）等に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 九州農政局長は、事業評価の結果について速やかに公表するものとする。なお、公表は別記様式第4号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、九州農政局長は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、

指導を行なった１ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第５号により提出させるものとする。

- ７ 九州農政局長は、６により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとする。
- ８ 九州農政局長は、６による取組終了後、事業実施主体に対し、再度事業評価を提出させるものとする。

第７ その他

- １ 平成28年４月14日以降に発生した熊本地震の被害を受けて取組を実施した又は実施することが証明できる場合に限り、本事業の支援対象とする。
- ２ 本要領が定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、生産局長等が別に定めるものとする。

附 則

この通知は、平成28年５月18日から施行し、平成28年４月14日以後の事業実施主体が行う取組について適用する。

取組の実施基準等

1 リース方式による農業機械等の導入

(1) 事業の実施基準及び採択条件

ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が国の他の助成により本要領第2の1の(1)の取組を実施中又は既に終了しているものは、本対策の助成対象外とする。

(イ) 助成対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 採択要件

本要領第2の3の成果目標の基準を満たすこと。

(2) リース事業計画

本事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる事項を含むリース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画(以下「リース事業計画」という。)を作成し、九州農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ア 導入する農業機械に係る事項

イ 機械を賃借する農業者等(事業実施主体が自ら賃借する場合は事業実施主体。以下「機械利用者」という。)に係る事項

ウ 機械の利用計画に係る事項

エ 機械に係るリース料及び当該リース料におけるリース物件価格の見込額並びにリース料助成金の申請額に係る事項

オ その他リース事業の実施に当たり必要な事項

(3) リース事業計画の重要な変更

事業実施主体は、リース事業計画に次に掲げる変更を加える場合には、上記(2)に準じて九州農政局長の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 機械又は機械利用者の変更

エ 事業費又は事業量の3割を超える変更

(4) 機械・機器の範囲

成果目標の達成に寄与することが認められるものとし、被災した施設及び被災に伴い新たに新設(再編整備を含む。)した施設に付随する定置型の機械・機器で、リース方式により導入することが可能なものについても対象とする。

また、助成対象となる機械等のリースについては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。

ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械及び施設園芸用機器は除く。

(5) 機械の利用条件

過剰な投資とならないよう、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づく地域における導入指針等に即した助成要件を設定するよう留意するものとする。

(6) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械利用者と当該機械利用者が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の２者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 下記（８）のイにより承認されたリース事業計画に記載された機械利用者及び対象機械に係るものであること。

イ リース事業者及びリース料が下記（８）のウにより決定されたものであること。

ウ リース期間が４年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

(7) リース料助成金の額

リース料助成金の額は、次の算式 によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式 、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式 によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式 又は により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式 ：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）× 1 / 2 以内

算式 ：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間 / 法定耐用年数）× 1 / 2 以内

算式 ：助成金の額＝（リース物件価格(税抜き) - 残存価格(税抜き)）× 1 / 2 以内

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第３位の数字を四捨五入して小数点以下第２位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

(8) 事業実施手続等

ア リース事業計画の作成及び提出

（ア）事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする機械利用者に、別添様式第１号によるリース事業計画の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）により入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記（７）によりリース料助成額を計算し、別添様式第１ - １号によりリース事業計画を作成し、九州農政局長に提出するものとする。

イ リース事業計画の承認

（ア）九州農政局長はこの要領に掲げる基準等を全て満たす場合には、リース事業実施計画の承認を行うものとする。

（イ）九州農政局長は、（ア）の承認を行う場合には、別添様式第１ - ２号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うとともに、その他の事業実施主体に対しては、別添様式第１ - ２号により承認しない旨の通知を行うものとする。

ウ リース事業者等の決定

事業実施主体は、リース事業者に機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

エ 助成金の支払

事業実施主体は、ウの入札結果及びリース契約に基づき機械が機械利用者に導入され、当該機械利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記（７）により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

オ 助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る助成金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

カ 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械利用者に対して適正な利用が行われるよう指導する。

キ 助成金の返還等

九州農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械がリース事業計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

（９）その他

この要領に定めるもののほか、リース事業の実施につき必要な事項については、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

２ 生産資材の共同調達支援

（１）取組の実施基準及び採択条件

ア 事業の実施基準

（ア）事業実施主体が国の他の助成により本要領第２の１の（２）の取組を実施中又は既に終了しているものは、本対策の助成対象外とする。

（イ）助成対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 採択要件

本要領第２の３の成果目標の基準を満たすこと。

(2) 事業の実施手続等

ア 生産資材の共同調達支援事業計画

本事業を実施しようとする事業実施主体は、作付けする作物毎に次に掲げる事項を含む事業の実施計画(以下「生産資材の共同調達支援事業計画」という。)を別添様式第2 - 1号により作成し、九州農政局長に提出して、別添様式第2 - 2号によりその承認を受けるものとする。

(ア) 作物等の被災の状況及び目標

(イ) 事業の実施方針

(ウ) 活動計画

(エ) その他事業実施に当たり必要な事項

イ 生産資材の共同調達支援事業計画の重要な変更

事業実施主体は、生産資材の共同調達支援事業計画に次に掲げる変更を加える場合には、上記アに準じて九州農政局長の承認を受けるものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費又は事業量の3割を超える変更

3 作物転換等支援

(1) 取組の実施基準及び採択条件

ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が国の他の助成により本要領第2の1の(3)の取組を実施中又は既に終了しているものは、本対策の助成対象外とする。

(イ) 助成対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 採択要件

本要領第2の3の成果目標の基準を満たすこと。

(2) 事業の実施手続等

ア 作物転換等支援事業計画

本事業を実施しようとする事業実施主体は、作付けする作物ごとに次に掲げる事項を含む事業の実施計画(以下「作物転換等支援事業計画」という。)を、別添様式第3 - 1号により作成し、九州農政局長に提出して、別添様式第3 - 2号によりその承認を受けるものとする。

(ア) 作物等の被災の状況及び目標

(イ) 事業の実施方針(作物転換に係る計画の場合は出荷・販売方針も含む)

(ウ) 活動計画

(エ) その他事業実施に当たり必要な事項

イ 作物転換等支援事業計画の重要な変更

事業実施主体は、作物転換等事業計画に次に掲げる変更を加える場合には、上記アに準じて九州農政局長の承認を受けるものとする。

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 事業費又は事業量の3割を超える変更

別表

取組ごとの補助率等は以下のとおりとする。

費目	細目	内容	補助率	注意点
事業費	リース方式による農業機械等の導入経費	被災を機に作物転換や規模拡大等を図る場合に必要な農業機械や施設園芸用機器等をリース方式により導入するために必要な経費	定額(本体価格1/2以内)	リース物件の対象となる農業機械等は、消費税を除いて50万円以上のものとする。
	生産資材の共同調達支援経費	被災を機に作物転換や規模拡大等を図る場合に必要なパイプハウス等の生産資材を共同調達する際に必要な経費	1/2以内	助成対象経費の根拠がわかる資料(納入書、請求書等)を添付すること。
	作物転換等支援経費	被災により、一時的な作物転換や再播種等、平成28年度中の営農再開に必要な資機材の調達や役務の提供を受けるために必要な以下の掛かり増し経費 ・ 種苗等の消費材購入費 ・ 作業委託費 ・ 機械・機器のレンタル料 (注)	1/2以内	同上

(注) 一時的な作物転換以外の場合の農業機械のレンタルについては、営農再開に必要な農業機械が地震により被災し、リース方式による農業機械の導入では対応出来ない等の場合(リース導入の農業機械の納期が農作業に間に合わない、農業機械の必要期間が28年度のみ等)に限るものとする。